

## ○北海道水資源の保全に関する条例(平成 24 年北海道条例第 9 号)

## 目次

## 前文

## 第 1 章 総則(第 1 条—第 9 条)

## 第 2 章 水資源の保全に関する基本的施策(第 10 条—第 15 条)

## 第 3 章 水源の周辺における適正な土地利用の確保(第 16 条—第 25 条)

## 第 4 章 北海道水資源保全審議会(第 26 条—第 32 条)

## 第 5 章 雑則(第 33 条)

## 附則

北海道は、雄大な山々と緑深い森林、大地を潤す河川や湿原、湖沼など豊かな自然環境に恵まれており、四季の変化が明瞭な気候の下で、清らかな水が育まれ、蓄えられている。

水は、全ての生命の源であり、私たちが安全で安心な生活を営む上で、また、農林水産業をはじめとした産業が健全な発展を遂げていく上で大切な資源である。

私たちは今、先人から受け継いだ豊かな水資源の恩恵を受けているが、近年、本道において、水源の周辺における利用目的が明らかでない大規模な土地取引が認められたことなどを背景として、水資源の保全に対する道民の関心が高まるとともに、水源の周辺における適正な土地利用の確保が求められている。

世界的に水資源の希少性が高まっている中で、道民のかけがえのない財産である豊かで清らかな北海道の水を、持続的に利用できるものとして、次の世代に引き継いでいくことは、私たちの使命であり、道、市町村、事業者、そして全ての道民が、水資源の保全に関するそれぞれの役割を認識し、一体となって取り組んでいかなければならない。

このような考え方に立って、水資源の保全に関する施策を総合的に推進し、本道の豊かな水資源がもたらす恩恵を現在と将来の世代が享受できるよう、道民の総意としてこの条例を制定する。

## 第 1 章 総則

## (目的)

第 1 条 この条例は、水資源の保全に関し、基本理念を定め、並びに道、事業者、土地所有者等及び道民の責務を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項、水源の周辺における適正な土地利用の確保を図るための措置その他必要な事項を定めることにより、水資源の保全に関する施策を総合的に推進し、もって現在及び将来の道民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この条例において「水資源の保全」とは、生活、農業、工業等の目的に用いられる水資源を将来にわたり安全に安心して、かつ、持続的に利用できるように保全することをいう。

2 この条例において「土地所有者等」とは、道内に所在する土地の所有者、管理者又は占有者をいう。

## (基本理念)

第 3 条 水資源の保全は、全ての道民が本道の豊かな水資源の恵みを享受することができるよう、地域の特性に応じて推進されなければならない。

2 水資源の保全は、道、市町村、事業者、土地所有者等及び道民の適切な役割分担による協働により推進されなければならない。

(道の責務)

第4条 道は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、水資源の保全に関する施策を総合的に実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、水資源の保全について十分配慮するとともに、道が実施する水資源の保全に関する施策に協力するものとする。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、基本理念にのっとり、水資源の保全のための適正な土地利用に配慮するとともに、道が実施する水資源の保全に関する施策に協力するものとする。

(道民の責務)

第7条 道民は、基本理念にのっとり、水資源の保全に対する理解を深め、自らこれに努めるとともに、道が実施する水資源の保全に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市町村との連携等)

第8条 道は、水資源の保全を推進する上で市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村が行う地域の実情に応じた水資源の保全に関する取組に対して連携協力するとともに、水資源の保全に関して必要があると認めるときは、市町村に対し必要な協力を要請するものとする。

(国との連携等)

第9条 道は、国と連携協力して水資源の保全に関する施策の推進を図るとともに、水資源の保全に関して必要があると認めるときは、国に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

## 第2章 水資源の保全に関する基本的施策

(施策の基本方針)

第10条 道は、次に掲げる基本方針に基づき、水資源の保全に関する施策を総合的に推進するものとする。

(1) 水資源の保全を推進する上で水源の周辺における森林が重要な役割を果たしていることに鑑み、森林が有する水源を涵(かん)養する機能の維持増進を図ること。

(2) 安全に安心して利用できる水資源の確保に向けた取組の推進を図ること。

(3) 道民、事業者及び土地所有者等の水資源の保全に対する理解の促進を図ること。

(4) 水資源の保全のための適正な土地利用の確保を図ること。

(森林が有する水源を涵養する機能の維持増進)

第11条 道は、森林が有する水源を涵養する機能の維持増進を図るため、水源の周辺における森林の特性に応じて、森林法(昭和26年法律第249号)に基づく保安林制度の活用、造林、保育等の森林施業の適切な実施その他の必要な措置を講ずるものとする。

(安全に安心して利用できる水資源の確保に向けた取組の推進)

第12条 道は、安全に安心して利用できる水資源の確保に向けた取組の推進を図るため、公共用水域及び地下水における水質の汚濁の状況の監視、これらの水質に対する汚濁の負荷の低減に係る措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(道民等の理解の促進)

第 13 条 道は、水資源の保全に対する道民、事業者及び土地所有者等の理解を促進するため、普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(水資源の保全のための適正な土地利用の確保)

第 14 条 道は、水資源の保全のための適正な土地利用の確保を図るため、この条例に基づく水資源保全地域に関する措置、国土利用計画法(昭和 49 年法律第 92 号)その他関係法令に基づく措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第 15 条 道は、水資源の保全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 水源の周辺における適正な土地利用の確保

(基本指針)

第 16 条 知事は、水資源保全地域に係る適正な土地利用の確保に関する基本的な指針(以下「基本指針」という。)を策定するものとする。

2 基本指針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 水資源保全地域に関する基本的事項
- (2) 水資源保全地域の指定に関する事項
- (3) 水資源保全地域において土地所有者等が配慮すべき事項

3 知事は、基本指針を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道水資源保全審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本指針の変更について準用する。

(水資源保全地域の指定)

第 17 条 知事は、基本指針に沿って、公共の用に供する水源に係る取水地点(地表水若しくは地下水から原水を取り入れる施設が設置されている地点又はその設置が予定されている地点をいう。)及びその周辺の区域(国有地を除く。)であって、当該区域における土地の所有又は利用の状況を勘案して水資源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認めるものを、当該区域が所在する市町村の長の提案に基づき、水資源保全地域として指定することができる。

2 知事は、前項に規定する提案に基づく場合のほか、市町村長から他の市町村の区域に係る提案があった場合その他水資源の保全のため特に必要があると認める場合は、同項の規定に基づき水資源保全地域を指定することができる。

3 知事は、第1項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)に当たっては、林業その他の地域における産業との調和に配慮するものとする。

4 指定は、水資源保全地域ごとに、指定の区域及び当該区域の特性に応じた適正な土地利用の確保に関する指針(以下「地域別指針」という。)を定めてするものとする。

5 地域別指針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 指定の区域に関する基本的事項
- (2) 指定の区域において土地所有者等が配慮すべき事項

6 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長及び北海道水資源保全審議会の意見を聴かなければならない。

7 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を告示し、告示した日から起算して14日を経過する日までの間、指定の区域及び地域別指針の案を公衆の縦覧に供しなければならない。

8 前項の規定による告示があったときは、指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、同項に規定する期間が経過する日までの間に、知事に指定の区域及び地域別指針の案についての意見書を提出することができる。

9 知事は、指定をするときは、その旨並びに指定の区域及び地域別指針を告示しなければならない。

10 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

11 第6項から前項までの規定は、指定の解除又は指定の区域若しくは地域別指針の変更について準用する。

(基本指針等の周知)

第18条 道は、市町村と連携協力して、水資源保全地域内の土地に係る土地所有者等に対して基本指針及び地域別指針(以下「基本指針等」という。)の周知に努めなければならない。

(基本指針等への配慮等)

第19条 水資源保全地域内の土地に係る土地所有者等は、その土地の利用に当たっては、基本指針等に配慮するものとする。

2 知事は、水資源保全地域において、基本指針等に沿った土地の利用を図るため必要があると認めるときは、当該水資源保全地域内の土地に係る土地所有者等に対し、その土地の利用の方法その他の事項に関し助言をすることができる。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、北海道水資源保全審議会の意見を聴くものとする。

3 知事は、前項の規定により助言をしようとするときは、関係市町村長に協力を求めるものとする。

(水資源保全地域内の土地に関する権利の移転等の届出)

第20条 水資源保全地域内の土地について、土地に関する所有権若しくは地上権その他の規則で定める使用及び収益を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利(以下「土地に関する権利」という。)を有している者は、当該土地に関する権利の移転又は設定(対価を得て行われる移転又は設定に限る。以下同じ。)をする契約(予約を含む。以下この条において「土地売買等の契約」という。)を締結しようとする場合(当該土地売買等の契約により土地に関する権利の移転又は設定を受けることとなる者(以下この条において「権利取得者」という。)が未定である場合を含む。)には、当該土地売買等の契約を締結する日の3月前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(1) 当事者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名(権利取得者が未定である場合は、その旨)

(2) 土地に関する権利の移転又は設定をしようとする年月日

(3) 土地に関する権利の移転又は設定に係る土地の所在及び面積

(4) 移転又は設定に係る土地に関する権利の種別及び内容

(5) 土地に関する権利の移転又は設定後における土地の利用目的

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定は、民事調停法(昭和 26 年法律第 222 号)による調停に基づく場合、当事者の一方又は双方が国又は地方公共団体である場合その他規則で定める場合には、適用しない。

3 第 17 条第 1 項の規定による指定(当該指定の区域の変更を含む。)の日から起算して 3 月を経過する日までの間に当該指定に係る水資源保全地域(当該指定の区域の変更にあつては、当該変更により新たに水資源保全地域となった区域)内の土地について土地売買等の契約を締結しようとする場合における第 1 項の規定の適用については、同項中「当該土地売買等の契約を締結する日の 3 月前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。

4 知事は、第 1 項の規定による届出を受けたときは、関係市町村長に当該届出に係る書面の写しを送付し、水資源の保全の見地からの意見を求めなければならない。

5 知事は、第 1 項の規定による届出を受けた場合において、基本指針等及び関係市町村長の意見を勘案して必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、その土地の利用の方法その他の事項に関し助言をすることができる。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、北海道水資源保全審議会の意見を聴くものとする。

6 知事は、前項の規定により助言をしようとするときは、関係市町村長に協力を求めるものとする。

7 第 5 項の規定による助言を受けた者は、権利取得者に対して、当該助言の内容を伝達しなければならない。

8 第 1 項の規定による届出をした者は、当該土地売買等の契約を締結する日までの間において、同項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その変更の日から 10 日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

9 第 4 項から第 7 項までの規定は、前項の規定による届出について準用する。

(報告又は資料の提出)

第 21 条 知事は、前条、次条及び第 23 条の規定の施行に必要な限度において、水資源保全地域内の土地について土地に関する権利を有している者又は有していた者に対し、当該土地に関する権利の移転若しくは設定の状況又は当該土地の利用の状況に関し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(勧告)

第 22 条 知事は、第 20 条第 1 項(同条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第 8 項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者に対し、相当の期間を定めて、届出をすべきこと又はその届出の内容を是正すべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定により勧告しようとするときは、関係市町村長に協力を求めるものとする。

(公表)

第 23 条 知事は、正当な理由がなく前条第 1 項の規定による勧告に従わない者があるときは、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、同項に規定する者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(水資源保全地域内の土地の所有等の状況に係る情報提供の要求)

第 24 条 知事は、この章の規定の施行のため必要があると認めるときは、関係市町村長その

他の者に対して、水資源保全地域内の土地の所有又は利用の状況に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(市町村の条例との関係)

第 25 条 市町村が土地に関する権利の移転又は設定に係る届出その他の手続について条例を制定した場合であつて、当該条例の内容がこの条例の趣旨に則したものであり、かつ、水源の周辺における適正な土地利用の確保に関しこの条例と同等以上の効果を有するものと知事が認めるときは、当該土地に関する権利の移転又は設定については、第 20 条から第 23 条までの規定は、適用しない。

第4章 北海道水資源保全審議会

(設置)

第 26 条 北海道における水資源の保全を図るため、知事の附属機関として、北海道水資源保全審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 27 条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 知事の諮問に応じ、水資源の保全に関する重要事項を調査審議すること。
  - (2) 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務
- 2 審議会は、水資源の保全に関し、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第 28 条 審議会は、委員9人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

(委員及び特別委員)

第 29 条 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
  - (2) 水資源の保全に関する知見を有する者
  - (3) 前2号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 30 条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 31 条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同

数のときは、会長の決するところによる。

(会長への委任)

第 32 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第5章 雑則

(規則への委任)

第 33 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成 24 年4月1日から施行する。ただし、第 20 条から第 23 条まで及び第 25 条の規定は、同年 10 月1日から施行する。

2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。